

久喜市緑の基本計画 概要版



平成26年11月



久喜市

緑の基本計画とは

久喜市緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑の保全と創造を総合的かつ計画的に推進するため、本市における基本的な方向性及び施策を盛り込んだ計画です。

この計画は、市民、事業者、行政の協働による水と緑のまちづくりを重視しながら、平成36年度までの10年間に実施する施策をとりまとめたものです。

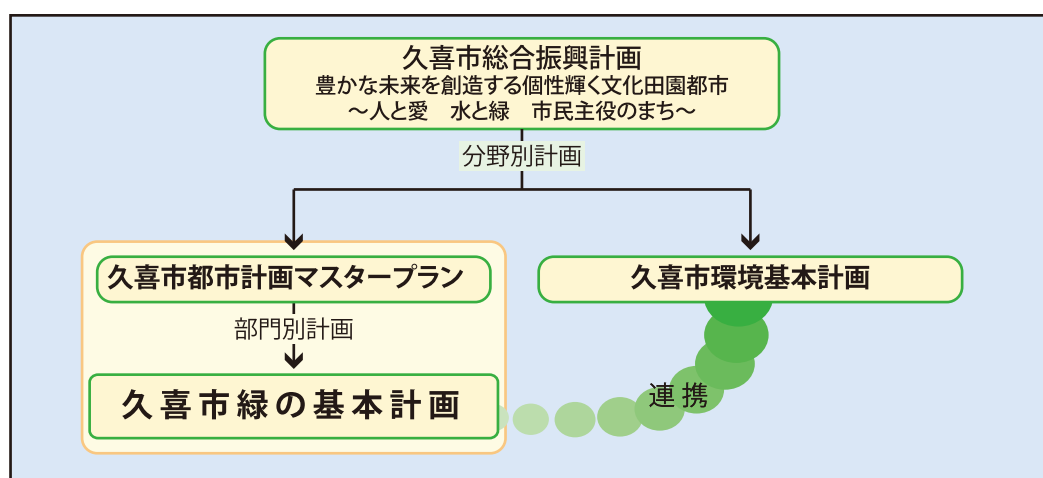


図 緑の基本計画の位置づけ

水と緑の課題

水と緑の課題

水と緑の保全

- 河川や水路、池沼や湿地などの水辺、屋敷林、農地といった、自然的・郷土的な資源が多く残っており、生物多様性と快適性の向上を視点とした保全・活用が望まれます。

市街地の水と緑づくり

- 見える緑、身近な緑を増やし、公園なども親しみのもてる空間としていくことが望まれます。

豊かな水と緑の活用

- 水と緑の拠点をつなぎ、気持ちよく歩けるネットワークの形成が望まれます。

市民協働による水と緑の育成

- 市民生活の快適性と生物的な多様性が両立した緑づくりを、市民が主体となって行動しながら、将来へと伝えていくことが望まれます。

基本理念

基本理念では、水と緑に恵まれた本市の環境を将来へと継承するとともに、新しい水と緑の空間を創造し、将来へと引き継いでいくことを重視しています。

基本理念

**水と緑をまもり・ふやし・つなぎ・そだて、
緑と共生した生活環境を次世代へと継承する**

基本方針

計画理念を踏まえて、市民、事業者、行政がともに同じ気持ちで水と緑のまちづくりを進めていく方向性として、4つの方針を設定しました。

水と緑を“まもる”

河川や水路、池沼、大木、屋敷林、農地など、久喜市の自然的・郷土的な資源を市民とともに守りながら、次世代へと引き継ぎます。

水と緑を“ふやす”

公園などとともに道路沿いの緑を増やして、日常生活の中で水と緑が感じられる環境にします。

水と緑を“つなぐ”

水と緑で4地区を結び、市内を縦横にめぐることのできる水と緑の回廊の形成を目指します。

水と緑を“そだてる”

多様な動植物が息づき、人に優しく生きものにもやさしい、質の高い緑づくりを市民自らが実践していきます。

10年後の目標

本市の都市構造や人口動向、将来的なまちづくりの方向などを踏まえて、緑被率と公園などの整備状況について、10年後の目標を設定しました。

10年後の目標

緑被率

現状の維持

公園などの整備

約1㎡アップ
(市民一人当たり約10㎡)

実現のための施策の方針

基本理念の「水と緑をまもり・ふやし・つなぎ・そだて、緑と共生した生活環境を次世代へと継承する」を念頭に、基本方針と目標の実現に向けて、次のような水と緑のまちづくりのための施策を実施します。

1 水辺、樹木・樹林、農地を守る

《市が取り組むこと》

- ・ 樹木・樹林の保存
- ・ 自然環境保全地区の指定の拡大
- ・ 指定希少野生生物種の指定の拡大
- ・ 特定外来生物の防除
- ・ 農地の保全
- ・ 市街化区域内の生産緑地の保全
- ・ 市民農園の運営
- ・ 河川や水路の多自然型護岸化の推進
- ・ 屋敷林、希少野生生物種生息地の保全手法の検討
- ・ 街路樹管理指針の策定と運用 など

市民・事業者の皆さんに取り組んでいただきたいこと

- 自宅や事業所内の緑を適正に管理します。
- 地域の河川や水路、樹林地の維持管理に協力します。
- 地域の歴史や文化を学び、屋敷林や大木などの大切さを理解します。
- 野生の動植物の生息・生育に影響を与える行為は慎みます。
- 特定外来生物を野外に放しません。
- 特定外来生物・要注意外来生物の防除に協力します。
- 樹林地、農地の環境機能と災害時の防災空間としての役割を理解します。

2 身近にふれあえる水と緑を増やす

《市が取り組むこと》

- ・ 公園などの生物多様性の向上
- ・ 市民協働による公園づくり
- ・ 防災機能を有した公園の適切な配置
- ・ 街路樹の整備
- ・ 公共施設の緑化の推進
- ・ 学校などの緑化の推進
- ・ 水田ビオトープの活用
- ・ 家庭や事業所の緑化推進のための啓発や情報提供
- ・ 生垣設置の推進
- ・ 緑のカーテンの推進
- ・ 開発指導に伴う緑化の指導
- ・ 苗木の配布 など

市民・事業者の皆さんに取り組んでいただきたいこと

- 自宅や事業所内の緑化に努めます。
- 街路沿いに生垣を設置して、防災機能の向上を図ります。
- 街路沿いに花を植えて、景観に優れた街並みづくりに努めます。
- 緑のカーテンの設置など、地球にやさしい活動に参加します。

3 水と緑のネットワークを充実する

《市が取り組むこと》

- ・ 河川や水路の多自然型護岸化の推進【再掲】
- ・ 河川や水路、水辺や湿地の環境の保全
- ・ 街路樹の整備【再掲】
- ・ 4 地区を巡るふるさとの散歩道の指定
- ・ 家庭や事業所の緑化推進のための啓発や情報提供【再掲】 など

市民・事業者の皆さんに取り組んでいただきたいこと

- 街路沿いの緑化に努めます。
- 植物を植えるときは、生物多様性に配慮した緑化樹木(郷土種)を用います。

4 水と緑を守り育てる人づくり

《市が取り組むこと》

- ・ 公園の地元管理の推進
- ・ 道路里親制度の推進
- ・ 道路以外の公共施設での里親制度の検討
- ・ 緑の推進員の交流の促進と活動の支援
- ・ 緑のリサイクルの推進
- ・ 家庭や事業所の緑化推進のための啓発や情報提供【再掲】
- ・ 自然観察会などの開催
- ・ 顕彰、表彰制度の導入の検討
- ・ 市民による自然環境調査の実施と情報の蓄積
- ・ 屋敷林、希少野生生物種生息地の保全手法の検討【再掲】 など

市民・事業者の皆さんに取り組んでいただきたいこと

- 地域の公園や道路などの維持管理活動に積極的に参加します。
- 緑の推進員の活動に協力します。
- 自然観察会などに参加します。
- 自然環境調査に協力します。

水と緑の拠点

～市民が水と緑とふれあう拠点～

水の拠点



緑の拠点



水と緑のネットワーク

～河川や水路、道路を骨格に拠点をつなぐ～

水の軸



緑の軸



水と緑のゾーン

～まちの特性に応じて水と緑の保全・創造・育成の
ありかたを設定～

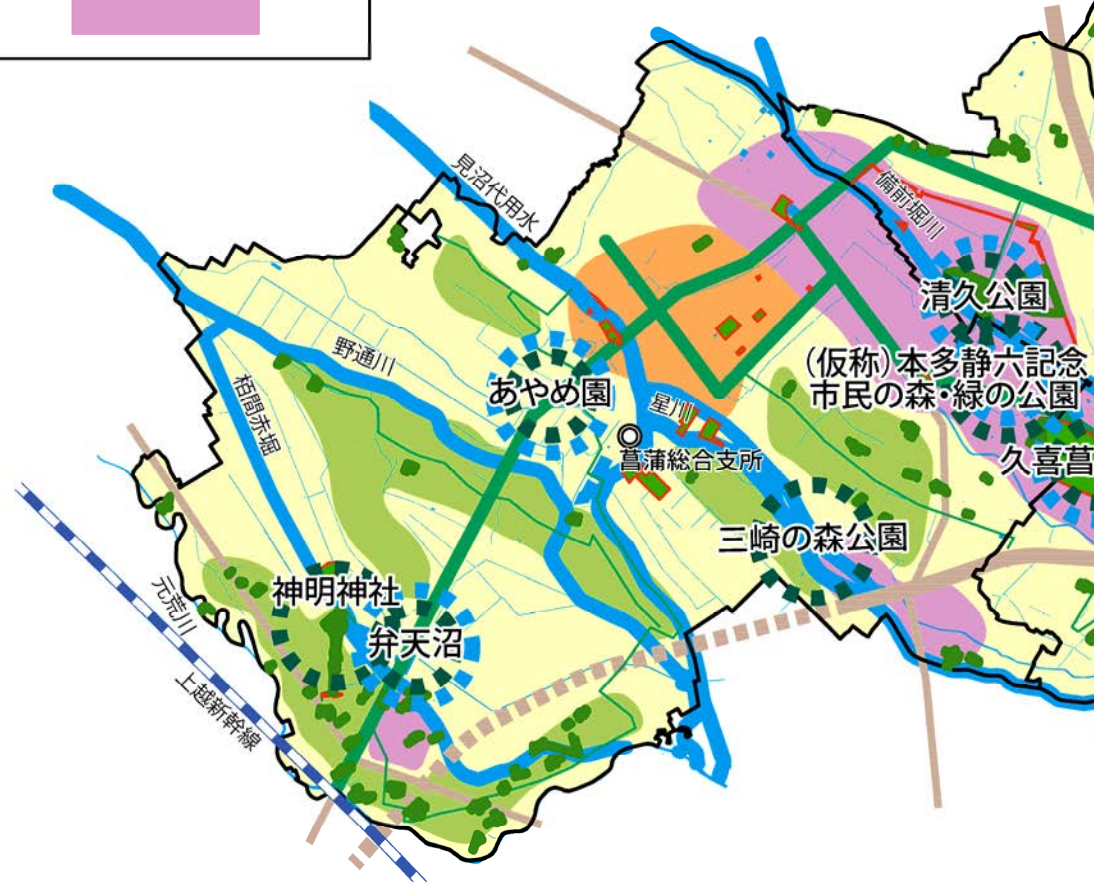
住居系ゾーン



集落系ゾーン



産業系ゾーン



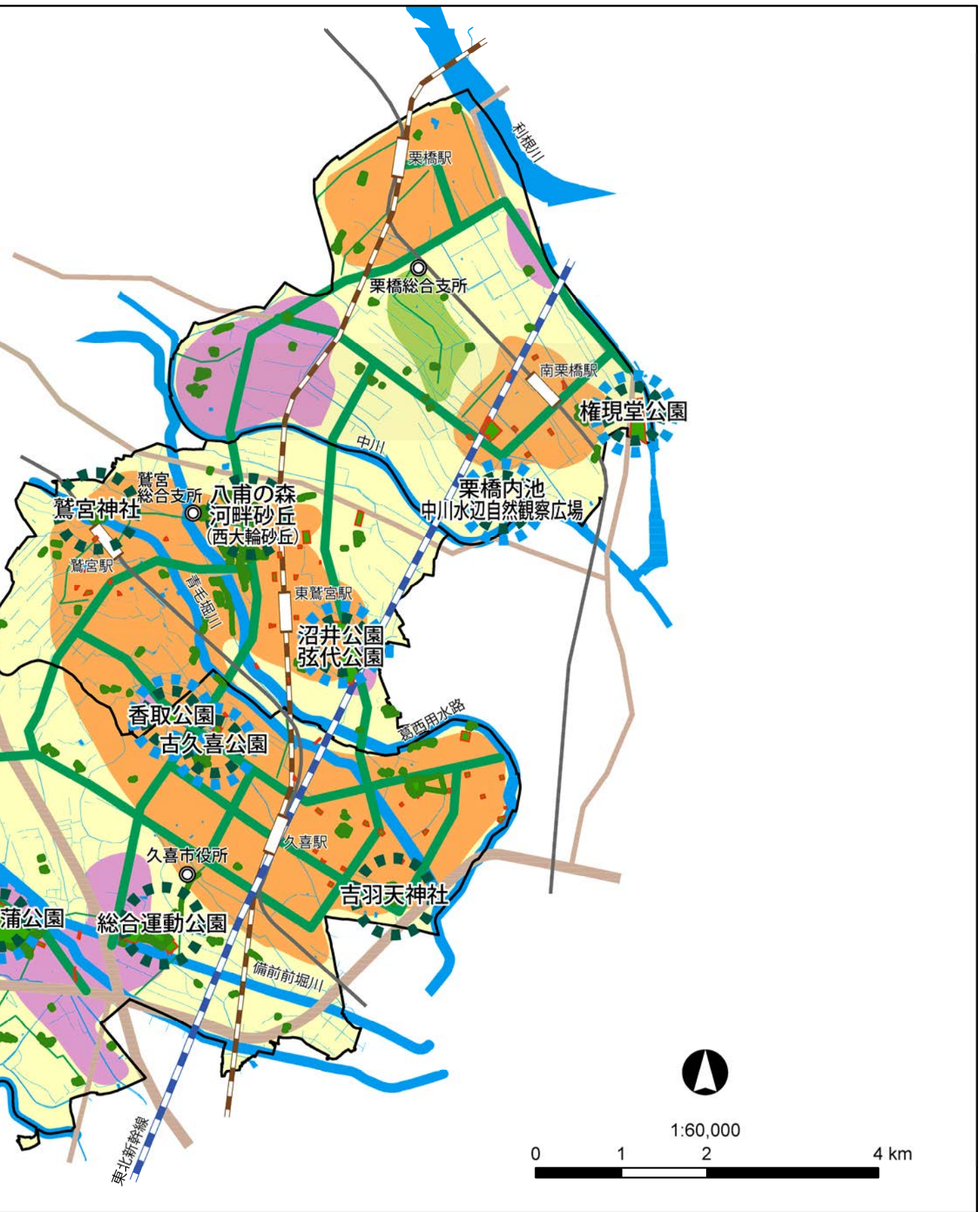


図 水と緑のネットワーク計画図（将来像）

計画の推進に向けての取り組み

事業推進体制

この計画の基本理念を実現するためには、市民、事業者、行政が、それぞれの立場から主体的に水と緑のまちづくりに取り組むことが必要です。

久喜市緑の推進員や、自然保護活動を行っている市民などを中心にしながら、参加と協力の体制を確立し、三者協働により計画を進めていきます。

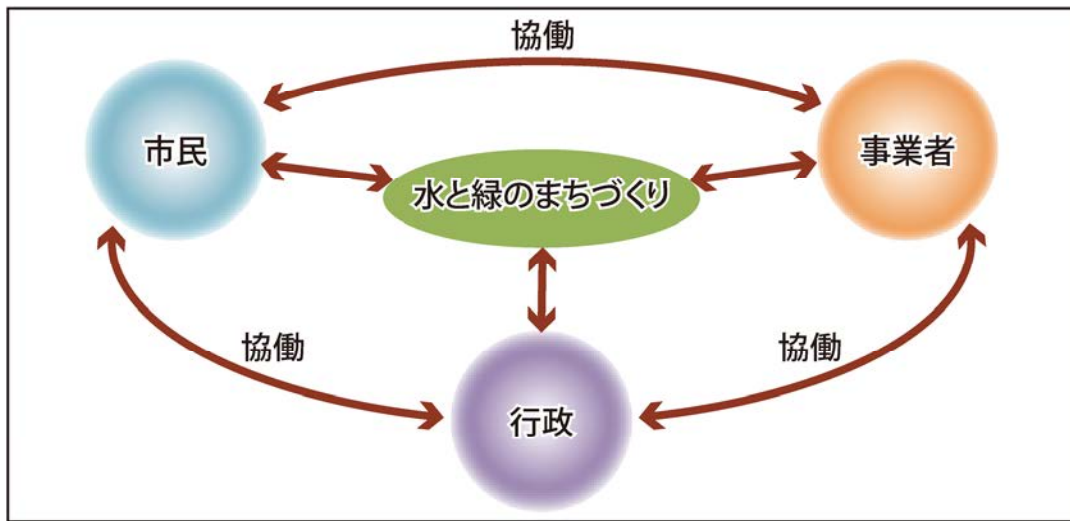


図 市民・事業者・行政の協働

市の花 コスモス
(平成24年3月20日制定)



市の木 イチョウ
(平成24年3月20日制定)



■ 作成

久喜市 環境経済部 環境課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3
電 話：0480-22-1111(代表)
F A X：0480-22-9364
E-mail：kankyo@city.kuki.lg.jp

平成 26 年(2014 年)11 月

リサイクル適性 (A)

の印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。
- この概要版は5,000部印刷し、1部当たりの単価は287円です。